

税

の申告が始まります

間もなく、町・県民税の申告と所得税確定申告の時期を迎えます。申告日程、会場を「確認の上、申告してください。」

申告は納税者自ら昨年1年間の所得を計算し、3月15日(火)までに記入して提出するものです。申告と納税は正しくお早めに！

◎問い合わせ先：税務課 ☎46-5563



町・県民税の申告

申告が必要な人

- 平成28年1月1日現在、町内に住所を有し昨年1年間に収入があった人
- 町内に事務所や事業所、家屋敷がある人で町内に住所がない人
- 給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の人
- 昨年1年間に収入がなかった人で、次に該当する人
 - ▽生活保護法による生活扶助を受けている人
 - ▽国民健康保険や後期高齢者医療制度、介護保険に加入している人
 - ▽単独医療費助成事業(乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、母子家庭)を受けようとする人

申告を必要としない人

- ▽町営住宅、保育所などを利用している人
 - ▽所得証明書の必要な人
 - ※ 確定申告書を提出した人は、町県民税の申告は必要ありません。
- ①年金受給者
前年中の収入が公的年金のみで次に該当する人(所得税の還付を受けようとする人を除く)
- ▽65歳未満の人(27年12月31日現在)：年金収入が70万円以下の人
- ▽65歳以上の人(27年12月31日現在)：年金収入が120万円以下の人
- ②給与所得者
給与などの所得を1カ所のみから受給されている人で、次の

重要 申告にかかる注意事項

- 申告を行う際は原則として、収入、支出を科目ごと整理した書類(帳簿など)と、これらを証明する書類(領収書など)を持参してください。書類(帳簿など)を整理し、帳目ごとの整理が済んだ場合は申告を受け付けることができます。なお、申告書類の整理(収入内訳の作成など)が済んでいる人の待ち時間を短縮するため、主に事業や不動産収入がある人は受け付けて申告書類(帳簿など)を提示していただき書類が作成済みの人のみを申告相談へお通しします。
- 申告は原則として、申告者本人が行わなければならない。やむを得ない事情により代理の人(ご家族)が申告される場合は、申告について説明できるように、事前に内容を確認した上で申告してください。
- 対象行政区などの日に都合のつかない場合は、対象行政区以外の日に申告することも可能ですが、対象行政区などの人を優先的に受け付けることとなりますのでご了承ください。
- 平成26年1月分から個人で事業や農業、不動産所得がある全ての人に日々の取得に関する帳簿の記帳が義務付けられています。収入や各経費の記帳漏れがないか、1年間の合計額が正しく計算されているか帳簿の確認をお願いします。(1年間の合計額を必ず計算してください)
- 収支内訳の作成や申告に ついてご不明な点がありましたら、申告期間前に最寄りの税務署や税務課へご相談ください。
- 換地清算金、土地、建物の売却、株式に関する申告など複雑な内容の申告は2月中に税務署へ相談、申告されることをお勧めします。

(作成済み書類の提示がない場合は受け付けできません)

引に関する帳簿の記帳が義務付けられています。

③ 対象行政区以外の日に都合のつかない場合は、対象行政区などの人を優先的に受け付けることとなりますのでご了承ください。

④ 平成26年1月分から個人で事業や農業、不動産所得がある全ての人に日々の取得に関する帳簿の記帳が義務付けられています。

所得税の確定申告

所得税の申告

27年分の所得税の確定申告は、3月15日(火)までです。期限間近になると税務署は大変混雑します。自書した申告書ができるだけ早めに提出してください。また、出来上がった申告書は郵送でも提出できます。期限までに申告しなかったり、誤った申告をしたりと本来の税金だけではなく、加算税や延滞税も納めなければならなくなります。

自分の所得状況を最もよく知っているのは、納税者の皆さんご自身です。期限内に正しい

申告と納税をしましょう。

サラリーマンの確定申告

- 確定申告をしなければならぬ人
サラリーマンでも、次のような人は確定申告をしなければなりません。
 - ▽給与の年収が2000万円を超える人
 - ▽給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える人(20万円以下の人は町県民税の申告になります)
- ▽給与を2カ所以上からもらっている人

②確定申告をすると所得税が還付される場合
確定申告をする義務のない人でも、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ▽マイホームを住宅ローンなどで取得した場合
- ▽多額の医療費を支払った場合
- ▽災害や盗難に遭った場合
- ▽年の途中で退職し、再就職していない場合
- ▽退職金に対して所得税が源泉徴収されている場合

税の申告

- 申告書用紙
※ 申告書用紙は前年に町県民税申告をした人に郵送されます。(給与支払報告書提出者含む)
郵送されない人でも「申告が必要な人」に該当する人は申告が必要です。税務課に備えてある用紙で申告してください。
- 印鑑
- 申告者本人の預金金融機関名と口座番号(場合によっては所得税の確定申告になるケースがあるため)
- 所得の内訳が分かる資料
▽給与や年金収入のある人は、給与所得や公的年金などの源泉徴収票
▽個人年金などを受け取っている人は、その支払調書

- ▽生命保険や損害保険を受けた人は、その支払調書
- ▽農業、営業、不動産所得の収入のある人は、所得計算に必要な資料(申告書と併せて郵送される「町民税・県民税申告の手引き」をご参照ください)
- ⑤所得控除の内訳が分かる資料
▽国民健康保険などの領収書、農業者年金、介護保険料などの支払いを証明するもの、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- ▽生命保険、個人年金および地震保険、旧長期損害保険などに加入している人は、その保険料の控除証明書
- ▽勤労学生控除を受ける人は、在学証明書
- ▽障害者控除を受ける人は、障害者手帳
- ▽医療費控除を受ける人は、治療費などの領収書と補てん金の額が分かる書類(医療費は個人ごとに受診した病院の合計額と通院費用をあらかじめ必ず計算してきてください)
- ▽寄付金控除を受ける人は、その証明書

申告の日程表

期 日	対 象
2月10日(水)	肉用牛・乳用牛生産者
12日(金)	肉用牛・乳用牛生産者
15日(月)	肉用牛・乳用牛生産者
16日(火)	1・3区
17日(水)	2区
18日(木)	4・5区
19日(金)	6区
22日(月)	7区
23日(火)	8区
24日(水)	9区
25日(木)	10区
26日(金)	11区
29日(月)	12区
3月1日(火)	13区
2日(水)	14区
3日(木)	15区
4日(金)	16区
7日(月)	17区
8日(火)	18区
9日(水)	19区
10日(木)	20区
11日(金)	21区
14日(月)	予備日(受け付けは12時まで)
15日(火)	〃

◎受付時間… 8:30~12:00、13:00~15:30

◎相談時間… 9:00~12:00、13:00~終了時

◎場 所… 役場2階201会議室

- 予備日の2日間は例年、大変混雑するため午前中のみ(12:00まで)の受け付けとなりますのでご注意ください。
- 農業所得を含めた全ての事業所得の計算方法が収支計算となったため、申告時間が長引いています。また申告会場は例年大変混雑しますので、税務署が開設する申告書作成会場などをご利用ください。
- 青色申告以外の人でも申告の内容によっては税務署に案内する場合があります。